

公益財団法人成長科学協会寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第18条第8号の規定に基づき、公益財団法人成長科学協会（以下「本協会」という。）が受け入れる寄附金及び金銭以外の寄附資産（以下「寄附金等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 本協会が受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金等とは、寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金等をいう。
- (2) 特定寄附金等とは、使途があらかじめ特定された次に掲げる寄附金等をいう。

イ 使途特定寄附金等とは、寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定された寄附金等をいう。

ロ 募集特定寄附金等とは、本協会が寄附の募集に当たり、あらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得た上で募集するものをいう。

(寄附金等の取扱い)

第3条 一般寄附金等については、2分の1以上を定款第4条第1項各号に定める事業のうち公益目的事業に用いなければならない。

2 使途特定寄附金等については、その全額を寄附者の特定した使途に用いなければならない。

3 募集特定寄附金等については、適正な募集に要する費用を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い用いなければならない。ただし、募集に要する費用は、募集総額の30%を超えることができない。

(募金目論見書の交付等)

第4条 募集特定寄附金等を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金等又は特定寄附金等を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。ただし、募集特定寄附金等にあつては、第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 本協会が受け入れる寄附金等については、認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、主たる事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 理事長は、寄附者に関する個人情報について、細心の注意を払って適切な個人情報の保護及びその管理に努めるものとする。

(評議員会への報告)

第8条 理事長は、前年度の寄附金等の受入れ状況を定時評議員会に報告しなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本協会が公益財団法人成長科学協会として登記した日（平成22年7月1日）から施行する。